

埼玉労働局 発 1022 第 2 号の 2
平成 27 年 10 月 22 日

各労働基準協会会長 殿

埼玉労働局雇用均等室長



女性活躍推進法に関する周知協力依頼について

雇用均等行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が別添のとおり 9 月 4 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。これにより、301 人以上の労働者を雇用する事業主は平成 28 年 4 月 1 日までに、自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・届出、情報公表などを行う必要があります。また、300 人以下の労働者を雇用する事業主についても同法に基づく取組を行う努力義務が課されることとなっています。当室では、同法施行に先駆けて女性の活躍推進に取り組む事業主を女性活躍加速化助成金により支援して参ります。

つきましては、広報資料をお送りしますので、傘下事業主に対する資料配布、説明機会確保等についても御協力をくださいますようお願いいたします。なお、御協力いただける場合、下記あて御連絡いただければ資料を追加送付いたします。

〔問合せ先〕

埼玉労働局雇用均等室（担当：大津）

〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2

ランド・アグニス・タワー 16 階

電話 048-600-6210

FAX 048-600-6230